

児玉康比古 議員

(一問一答方式)

- ①ダム放流について
- ②コミュニティセンターについて



避難すべき水位の見直しについて

問 肱川のはん濫危険水位の見直しが行われたが、どのような専門的知見の方で審議されたのか、また、避難情報の発令は自治会単位とするべきではないか。

答 洪水予報河川、水位周知河川については、国のガイドラインにおいて、避難判断水位を高齢者等避難、氾濫危険水位を避難指示発令基準の基本とすることとされていることから、市においても同様に設定したものです。

国管理区間と県管理区間のいずれも専門の技術者が堤防の高さや水位上昇速度、リードタイム等から導いた避難判断水位と氾濫危険水位を決定されており、国のガイドラインに基づいた水位について大洲市防災会議で審議を行い、避難情報発令基準を設定したものです。

避難情報の発令における地区の単位の表記については、今後自治会単位で表記するなど住民の皆様が分かりやすく受け止められるよう、改善を図っていきたいと考えています。

施設利用予約システムについて

問 導入を予定しているシステムについて、市外在住者も施設の予約が可能なのか、利用については団体登録が必要になるのか、施設の予約はどれくらい前から行えるのかについて伺いたい。

答 コミュニティセンターや小学校の体育館などの各施設については、大洲市民以外の利用も認められているため、大洲市民以外も予約が可能となります。ただし、学校行事、地域活動などの定期的利用に関しては、今まで同様優先的な利用ができるように施設管理者等で配慮します。

また、団体登録は事前にどのような地域活動や社

会教育活動を行うかなどを記載し、減免登録の申請を行うものですが、使用料の算定に影響するため、今後も同様な登録手続を継続します。

次に、施設の予約開始時期については、特に小中学校の体育館やグラウンドは学校行事との調整が必要であることから、現在の運用を変更するか否かについて、施設担当課の意見も聞きながら検討したいと考えています。

なお、コミュニティセンターでは、事前登録している団体、いわゆる減免団体は年間を通しての予約が可能となっており、また、地区外の団体、地域づくり団体等は3か月前、一般利用は2か月前からとしていますが、具体的な運用については、地域の方で判断をお願いしています。

地域づくり事業の選考方法について

問 今年度より創設された大洲市地域づくり事業補助金について、どのような方法で選考を行うのか伺いたい。

答 地域自治組織再編に当たり、新たな補助制度として創設した大洲市地域づくり事業補助金制度については、補助対象団体を自治会に特化するため、識見者などの外部委員を委嘱する審査委員会を設置するのではなく、市内部において審査することとしています。

このたびの補助制度の新設に当たり、申請内容等が地域の課題を解決するためには、自治会と地域づくり団体等が連携し、地域が一体となって地域資源や観光資源等を活用した魅力ある地域づくり事業に取り組むことが重要であると考えています。そのことを踏まえ、補助対象団体を自治会に特化し、これまでの補助要件に柔軟性を持たせることにより自治会がより活用しやすくなるとともに、申請書類についても簡素化することにより自治会の負担軽減を図ることを目的に制度を新設したものです。そして、特に短期間で実施可能な事業の場合に自治会の機動性が保たれるよう、内部審査により決定までの期間を短縮し、補助金を交付することができる仕組みとしています。